

# 第5回八街市農業委員会総会

平成23年5月20日

八街市農業委員会

## 平成23年第5回農業委員会総会

平成23年5月20日午後3時 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1.出席者

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1.加藤孝一  | 8.長澤恒幸  | 15.荻嶋 勲 |
| 2.吉野光輝  | 9.小出幹夫  | 16.鈴木勝雄 |
| 3.鴨志田 進 | 10.鵜澤 敏 | 17.山本重文 |
| 4.中嶋則夫  | 11.小川 寛 | 18.三須裕司 |
| 5.中川利夫  | 12.落合健一 | 19.中田眞司 |
| 6.山本紀市  | 13.立崎義久 | 20.関口芳秀 |
| 7.森 邦央  | 14.林 和弘 | 21.関端 旭 |
|         |         | 22.川野 繁 |

### 2.欠席者

なし

### 3.事務局

|      |      |     |       |
|------|------|-----|-------|
| 事務局長 | 藤崎康雄 | 主査補 | 山内裕義  |
| 副主幹  | 梅澤孝行 | 主査補 | 山浦美江子 |

### 4.議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（知事許可）
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第6号 農地競売買受適格者証明の交付について（農地法第5条）
- 議案第7号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第8号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

### 5.その他

- 報告第1号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について

藤崎事務局長 | 開会を宣す。（午後3時00分）

川野会長

平成23年第5回の総会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

東日本大震災後の原発水素爆発による放射性物質の飛散により、農作物に直接の被害や風評被害が出ています。今月12日に実施されました、ほうれん草の放射能検査の結果放射能は検出されませんでした。また、スイカについても検査したところ放射能が検出されなかったということでほっとしておりましたが、本日八街市と大網白里町のお茶、生茶葉から検出されまして、なかなか収束しないので、また、野菜の風評被害が心配です。一日も早くこの原発問題が解決してほしいと思っております。

さて、今月の案件につきましては、農地法 第3条、第4条、第5条、本体で12件、計画変更承認申請1件、農地競売買受適格者証明の交付2件、農用地利用集積計画の承認2件、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認、農地法施行規則第32条の規定による届出1件、あわせまして総件数で19件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

4月28日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員、川野会長、森委員、長澤委員出席のもと実施いたしました。

同日午後4時から八街地区指導農業士及び農業士会通常総会がJAいんば八街支所で開催されまして、川野会長が出席しております。

5月6日、金曜日。午前10時から地域防災有識者会議が市役所第1会議室で開催されまして、川野会長が出席しております。

同日午後3時から農家組合連合会長会議がJAいんば八街支所で開催されまして、梅澤副主幹と私が出席しております。

5月9日、月曜日。午後1時30分から農業委員会の役員会を会長室で開催し、今回の視察親睦旅行は行かないことで決定しました。出席者は川野会長、関端副会長、三須部長、鈴木部長、関口副部长、林副部长、小出副部长、中川副部长が出席いたしました。

同日。午後2時から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを行いまして、三須部長、小出副部长、鶴澤委員出席のもと実施いたしました。

5月13日、金曜日。午後4時から八街市農業研究会総代会が市の総合保健福祉センター大会議室で開催されまして、川野会長が出席いたしました。

5月16日、月曜日。午後1時30分から、部会の現地調査を実施いたしまして、出席委員、関端副会長、三須部長、関口副部长、鶴澤委員、吉野委員、中嶋委員、中田委員出席のもと実施いたしました。

5月18日、水曜日。午後1時30分から、部会の面接調査を市役所第1会議室で

実施いたしまして、出席委員は、関端副会長、三須部長、関口副部長、鶴澤委員、吉野委員、中嶋委員、中田委員出席のもと実施いたしました。

5月19日、木曜日。午後1時から印旛郡市農業委員会連合会総会を印旛合同庁舎の方で開催されまして、川野会長と私が出席しております。

以上でございます。

川野会長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長からのご指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号6番の山本紀一委員、7番の森邦央委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、市許可分を議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いします。

梅澤副主幹 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてご説明いたします。

議案書の3ページをごらんください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてご説明いたします。

番号1、区分贈与、所在八街字西木戸、地目畑、面積15,421平方メートル、権利者事由は、農地を取得し、経営規模を拡大したい。

義務者事由は、相続で取得したが、農業をしていないため、親の希望により権利者に贈与したい。

以上です。よろしく願いいたします。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、山本紀一委員、お願いいたします。

山本紀市委員 議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

申請地は、市役所より西へ約5キロメートル、県道神門八街線沿いです。

境界は明確ではないが、目安として植木が植えてあり、耕作するうえでは、はっきりとしています。また、現況は耕作されており、綺麗な畑です。進入路も確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、ポティカルゴ1台、トラック2台、耕耘機2台です。

労働力は、権利者及び世帯員が4名で、常時雇用者はいません。また、年間農作業従事日数は、権利者が310日、世帯員が平均220日、技術力もあり、面積要件に

についても下限面積の50アールをクリアしております。現在所有する農地は、すべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他参考となる事項として、権利者の自宅から申請地までの通作距離は約10キロメートル、車で約20分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について知事許可分を議題といたします。

事務局、説明願います。

梅澤副主幹 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、知事許可分についてご説明いたします。

番号1、区分使用貸借、所在八街字鍵袋、地目畑、面積10,984平方メートルのうち5,066.19平方メートル、権利者事由は、新規で農業経営を始めたい。義務者事由は、高齢のため、経営規模を縮小したい。

以上です。よろしく願いいたします。

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いします。

川野会長 1番、吉野委員、お願いします。

吉野委員 議案第2号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

権利者は、以前は商売をしていたが、低迷してきたため商売をやめて、今後は新規で農業経営をしたいということであり、現在は無職です。

申請地は、市役所より西へ約4キロメートル、現況は耕作されており、進入路も確保されております。また、権利者の自宅から申請地までは、約5キロメートル、車で10分程度です。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、耕耘機1台、軽トラック1台で、その他の不足な農機具などは、親戚である義務者から借りるとのことです。

労働力は、権利者と奥さんの2名で、雇用者はいません。また、年間農作業従事日数は、権利者が200日、世帯員の奥さんが150日です。

技術力については、権利者はもともと農家の生まれであり、親が生きていた頃は権利者も奥さんも手伝っていたということで、また、親戚の義務者が農業を営んでいることから、技術力については問題はないと思われま

す。面積要件は下限面積の50アールをクリアーしており、過去3年間において農地の売却、転用行為などはないということです。

営農計画は、夏作はバンタム、冬作は人参、通年で里芋を作付けし、市場への出荷を予定しているそうです。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他参考事項として、今回の申請地で農業を始め、その後は佐倉市の農地を借りて経営規模を拡大して行きたいということでありました。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第2号1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いします。

山内主査補 それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在大関字富士見台、地目畑、面積694平方メートル。目的、貸駐車場

用地。申請地近隣は住宅街で、駐車場としての需要が見込めるため、貸駐車場事業により、安定した収入を得たい。

なお、本件については議案第5号5番に関連しております。

また、本案件につきましては、既に駐車場用地として転用済みであることから、始末書が添付されております。

続きまして番号2、所在沖字西沖、地目畑、面積1,101平方メートルのうち739.43平方メートル。目的、堆肥舎用地。現在、畜産業を営んでいるが、家畜排泄物適正処理法により、糞尿の適正処理施設の整備が義務づけられているため、当該申請地に堆肥舎を建築したい。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いします。

1番、鵜澤委員。なお、この案件は議案第5号5番と関連していますので、あわせて報告願います。

鵜澤委員 議案第3号、番号1、及び議案第5号、番号5について、関連でございますので、一括で調査報告をいたします。

まず立地基準ですが、申請地は市役所より西に1.3キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されています。

農地性としては用途地域内の農地であり、第3種農地と判断いたしました。

次に一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積694平方メートルと287平方メートルであり面積妥当と思われます。また、資金は自己資金にて賄う計画です。

申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

駐車場ですので、上水は利用せず、下水は出さず、雨水は自然浸透処理します。隣接する農地はなく、また土地改良受益地でもありません。

権利者は、既に申請地を農地法の定める転用手続きをせずに駐車場として利用しています。このことに対して深く反省し、今後はいたしませんという内容の始末書が添付されています。

これらのことから、立地基準、一般基準とも問題はないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

川野会長 2番、林委員、お願いします。

林委員 議案第3号、番号2について調査報告をいたします。

申請地は市役所より南へ8キロメートルに位置しており、進入路は県道岩富山田台線より市道を経て、進入路は確保されています。

農地性としては、第2種農地と判断いたしました。

計画面積は739.43平方メートルということですが、本申請は堆肥舎ということで、問題はないものと思われます。

申請者は現在、乳牛80頭、子牛10頭を飼育しております。畜産に係る環境保全対策として、平成11年11月1日から家畜排泄物適正処理法が施行されたことにより、糞尿の適正処理施設の整備が義務づけられ、既に農場内に糞尿の調整保管施設2棟を設けておりますが、量的に既存の施設だけでは処理しきれないことから、新たな堆肥舎を建設することとなったものです。

資金については、借入金にて賄う計画となっております。

汚水はすべて堆肥製造過程で施設内処理、雨水は自然浸透をいたします。よって、周辺農地への被害を及ぼす恐れはありません。

以上、堆肥舎の増設ということでありますので、何ら問題はないと思われま

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いします。  
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、議案第3号1番については、許可相当で決定いたします。

次に2番について、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、議案第3号2番については、許可相当で決定いたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局、説明願います。山内主査補、お願いします。

山内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、当初の所在八街字柗形、地目畑、面積991平方メートル、変更後の所在八街字柗形、地目宅地、面積176.50平方メートル。当初の目的、建売分譲住宅6棟用地、変更後の目的、建売分譲住宅5棟、貸駐車場及びゴミ置場用地。当初計画していた建売分譲住宅6棟のうち、既に5棟は建築販売済みであるが、残り1棟用地は販売の見込みがないため、近隣住民からの要望もあり、貸駐車場及びゴミ置場用地として変更したい。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いします。

1番、鴨志田委員、お願いします。

鴨志田委員

議案第4号、番号1について調査報告をいたします。

まず立地基準ですが、市役所より南西に約2.5キロメートルに位置しており、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。事務指針の29ページの(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

なお、今回の目的が建売分譲住宅用地から貸駐車場用地への計画変更ということですので代替性はないと思われま

す。次に一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということで、申請面積178平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

次に隣接地に対する被害防除計画ですが、隣接農地との境には、ブロックが設置済みでありますので、雨水や土砂等の流出はありません。また、土地改良受益地でもありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題はないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いします。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、議案第4号1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について1番から8番を議題とします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いします。

山内主査補

それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字立合松北、地目畑、面積434平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、駐在所に勤務しているため、自宅を兼ねて居住しているが、子供の成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号2、区分売買、所在八街字三角地、地目畑、面積4,000平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積6,579平方メートル。転用目的、特別養護老人ホーム用

地。老人ホームへの入居希望者が増加している状況を少しでも解消したく、当該申請地に特別養護老人ホームを建築し、地域社会に貢献したい。

なお、本案件については議案第5号3番に関連しております。

番号3、区分売買、所在八街字三角地、地目畑、面積196平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積391平方メートル。転用目的、特別養護老人ホーム用地。老人ホームへの入居希望者が増加している状況を少しでも解消したく、当該申請地に特別養護老人ホームを建築し、地域社会に貢献したい。

なお、本案件については議案第5号2番に関連しております。

また、2番、3番案件は1,000㎡以上の土地に対する建築行為となります。この場合、本市においては開発行為に該当することから都市計画法との調整が必要となりますので、その旨の意見を付すことが妥当と思われま。

番号4、区分売買、所在富山字富山、地目畑、面積297平方メートル。転用目的、資材置場用地。現在、個人で防水工事業を営んでいるが、事業拡張に伴い資材置場が必要なため、自宅から近く利便性の良い当該申請地を資材置場として利用したい。

番号5、区分売買、地目畑、面積287平方メートル。転用目的、貸駐車場用地。申請地近隣は住宅街で駐車場としての需要が見込めるため、貸駐車場事業により、安定した収入を得たい。

なお、本案件は議案第3号第1番に関連しております。

番号6、区分売買、地目畑、面積26平方メートル。転用目的、宅地拡張用地。現在、申請地の隣接地に居住しているが、宅地が狭いため宅地を拡張して庭として利用したい。

番号7、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積190平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、母親とアパートに居住しているが、会社通勤や将来のことを考えて、八街駅に近い住環境の良好な当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号8、区分売買、所在八街字松島、地目畑、面積945平方メートル。転用目的、建売分譲住宅3棟用地。建売分譲住宅3棟の建築、販売。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いします。1番、鈴木部長、お願いします。

鈴木部長 議案第5号、番号1について調査報告をいたします。

まず立地基準ですが、申請地は市役所より北に国道409号線を約4キロメートル行きますと、そこから県道を通り、市道を約2キロメートルのところ。この場所は毎回、出ているところで、ほとんどが住宅地の一角という形状になっており、周りの農地はすべて義務者のもので、不在地主であります。そういう点で、農地法でいえば第2種農地になっております。

計画面積の妥当性ですけれども、500平方メートル以下であり、建築面積から見ても、面積は妥当だと思います。

また、資金計画ですが、すべて借入金で賄うそうです。

雑排水等は浄化槽を設けまして、自然蒸発散だそうです。上水道はすべて自家水道です。

この場所は、もう10年以上、買い手が付いたら処分するという形で、まだかなりの面積が残っていますが、道路位置指定も受けておりますので、本案件は何ら問題がないと思います。

以上です。

川野会長  
鶴澤委員

2番から6番、鶴澤委員お願いします。

議案第5号、番号2、及び番号3について、関連でございますので、一括で調査報告をいたします。

まず立地基準ですが、申請地は市役所より北西に約1.1キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。

農地性としては用途地域内の農地であり、第3種農地と判断いたしました。

次に一般基準ですが、本申請は特別養護老人ホーム用地であり、6,579平方メートルと391平方メートルの申請地と、権利者が所有する隣接の土地、1,736.29平方メートル、合わせて8,706.29平方メートルの土地に、3,664平方メートルの建物のほか、駐車場などの施設を建設予定であり、面積は妥当と思われる。

資金については、補助金、自己資金、借入金で賄う計画です。

申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接農地に対しての被害防除対策は、ブロックを積み、雨水や土砂の流出がないようにします。

上水道を利用し、井戸は風呂と防火水槽のみの利用で、汚水雑排水は公営下水道を利用し、雨水は調整池を設けます。

隣接農地は耕作しておりませんし、隣接農地所有者は話を聞いており、納得済みです。また、土地改良受益地でもありません。

権利者は、現在、市内及び山武市で特別養護老人ホームを経営しており、入居希望者が多く、順番待ちになっている社会状況を解消して、社会貢献をしたいとのこと。

これらのことから、立地基準、一般基準とも本案件は何ら問題はないものと思われます。

次に、議案第5号、番号4について調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所より西に約2キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されています。

農地性としては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地で  
すので、第2種農地と判断いたしました。

また、今回の目的が資材置場用地ということですので、代替性はないと思われ  
ます。

一般基準ですが、本申請が資材置場用地として面積297平方メートルは面積妥  
当と思われます。また、資金は自己資金にて賄う計画です。

申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接に対しての被害防除対策は現地盤で利用するため、土砂などの流出はありま  
せん。また、進入路及び駐車場は碎石舗装します。

用水は使わず汚水雑排水は出さず、雨水は自然浸透処理します。

また、隣接農地は耕作されていませので、営農に支障をきたすことはないと思  
われ、申請地は土地改良受益地でもありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも問題はないと思われ  
ます。

議案第5号、番号6について調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より西に約1.3キロメートルに位置し、  
公衆用道路に面しており、進入路は確保されています。

農地性としては、用途地域内の農地であるため、第3種農地と判断いたしま  
した。

次に、一般基準ですが、今回の目的が宅地拡張用地ということで、面積  
26平方メートルは面積妥当と思われます。資金は自己資金で賄います。

申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

造成計画は、草を刈り整地し砂利を敷きます。

隣接農地はなく、庭の一部として使うため、水は使わず、雨水は自然浸透させ  
ます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないと思  
われます。

以上、調査報告を終わります。

川野会長  
鴨志田委員

7番、鴨志田委員、お願いします。

議案第5号7番について調査報告をいたします。

まず立地基準ですが、八街市都市計画事業、八街駅北側地区土地区画整理事業の中  
に位置しており、市道に面しているため、進入路は確保されています。

農地性としては、用途地域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に一般基準ですが、本申請は専用住宅用地で、申請面積190平方メートルであ  
り、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。

申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

次に隣接に対する被害防除計画ですが、周囲にブロックフェンスを設置し、土砂の

流出を防ぐ計画となっており、雨水についても敷地内にて浸透させることになっております。

隣接地は、区画整理されて、耕作されているところはありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題はないと思われま

す。

次に、議案第5号8番について調査報告をいたします。  
まず立地基準ですが、市役所より2キロメートル位のところに位置しており、市道に面しているため、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。事務指針の29ページの(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

なお、今回の目的が建売分譲住宅用地でありますので、代替性はないと思われま

す。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲住宅3棟用地ということで、945平方メートルであり面積妥当と思われま

す。

資金の確保につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。

申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

次に隣接に対する被害防除計画ですが、周囲をブロック囲い土砂の流出を防ぐ計画となっております。

用水は市営水道、排水は合併浄化槽を通し側溝に放流、雨水は宅内浸透となっております。

隣接農地の方には、説明をし了解を得ており問題ないと思われま

す。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いします。  
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第5号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、議案第5号1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番、3番は関連がありますので、一括で都市計画法との調整を条件に原案

のとおり決定することに賛成に委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第5号2番、3番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、4番について原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第5号4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番について原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第5号5番については、許可相当で決定いたします。

次に、6番について原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第5号6番については、許可相当で決定いたします。

次に、7番について原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第5号7番については、許可相当で決定いたします。

次に、8番について原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第5号8番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第6号、農地競売買受適格者証明の交付について農地法第5条を議題とします。

この案件は部会案件で農地部会第1班に担当していただきました。班長の関口副部長から説明をお願いいたします。

関口副部長 報告いたします。

議案第6号、農地競売買受適格者証明の交付について。

番号1、所在四木字四木、地目畑、面積732平方メートル。転用目的、資材置場

用地。転用事由、現在、不動産業を営み、競売落札物件の関係物品を一定期間保管する義務があるが、保管する置場が不足しているため、当該申請地を資材置場として利用したいという理由でございます。

それでは、面接調査結果を報告いたします。

5月18日水曜日、八街市役所第1会議室において農地部会第1班全員と三須部長、関端副会長、事務局より山内主査補、森主査補に出席していただきました。

申請者ですが、権利者本人が出席いたしました。

権利者の事業内容ですが、不動産業を行っているということでした。

次に、権利者の事業概要ですが、年商が1億円くらい、従業員数は3名、うちパートが1名、保有車両は全部で4台、内訳、社用車2台、トラック2台です。

事業計画、土地利用については資材置場として利用。主に競売落札物件家財道具の保管場所として利用するそうです。申請地選定理由は通りに面してトラックでの搬入に適しているため。必要性は現在の置場が手狭なためということです。

既存施設は有り、既存の施設は継続利用するそうです。

造成及び排水処理計画について、造成工事内容、植木を伐採し整地し、周囲を木杭、トラロープ、入口にチェーンを張るということでございます。

排水処理計画、雨水は自然浸透で宅内処理。

資金計画は自己資金、隣接農地に対する同意及び被害防除策については、回りに農地はないということでございます。

資材置場以外に利用しない旨の誓約書については、確認し了承済み。

その他の確認事項につきましては、競売に参加する場所は、八街に限らず四街道、佐倉なども多いそうです。家財道具類の保管期間は6ヶ月と14日間を目途とし、期間を過ぎた場合は、主に処分となるそうです。場内のコンテナ設置の取扱いについて建築確認が必要な場合は対応するそうです。

搬入車両は2トン車と軽トラックの2台を使用するとのことでした。

以上のことから、農地部会第1班といたしましては、慎重に審議をした結果、許可相当ではなかろうかという判断になりました。

続きまして、番号2、所在四木字四木、地目畑、面積732平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、土木建築業を主に営んでいるが、既存の資材置場の返却を求められているため、当該申請地を新たな資材置場として利用したいという理由でございます。

申請者ですが、権利者本人が出席いたしました。

権利者の事業内容ですが、ゴルフ場のスプリンクラー設置とメンテナンス、建物解体、土木工事、下水道などの管工事などを行っているということでした。

次に、権利者の会社概要ですが、資本金300万円、年商が1億円、従業員数6名、パートはおらずすべて社員だそうです。保有車両は3台、内訳、社用車2台、ダ

ンプ1台、コンボを1台保有しているそうです。

事業計画、土地利用については資材置場、主に建築資材置場として利用するそうです。

申請地選定理由は、既存施設を返却しなければならなくなったそうで、必要性は現在の場所より近くなり、利便性が高まるということでした。

既存施設は有り、既存の施設は返却。

造成及び排水処理計画について、造成工事内容は植木を伐採し整地、周囲は杭と番線、入口にはスライド式の門扉を設けるといことです。

排水処理計画、雨水は自然浸透で宅内処理。

資金計画は自己資金、隣接農地に対する同意及び被害防除策については、周囲に農地はないため必要なし。

資材置場以外に利用しない旨の誓約書については、確認し了承済み。

その他の確認事項につきましては、既存資材置場は1,350平方メートルほどあり、8年くらい前に借りているそうです。

申請地の樹木は抜根するかもしれない、申請地に土砂の搬入はしないとのことでした。

以上のことから、農地部会第1班といたしましては、慎重に審議をした結果、許可相当ではなかろうかという判断になりました。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いします。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第6号1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について原案のとおり決定することに賛成に委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第6号2番については、許可相当で決定いたします。山内主査補。

山内主査補 ただいまご審議いただきました、議案第6号1番と2番の案件についてですが、今後、農地法第5条の規定に基づく本申請が提出された場合、申請内容が今回と相違ない場合は総会に諮らず、会長専決による許可相当の意見としてよろしいか、ご審議い

ただきたいと思います。よろしくをお願いします。

川野会長 だだいまの事務局の説明どおり、今後の事務処理について変更がない場合は、会長専決による許可でよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 異議なしということですので、今後の事務処理については、変更がない場合は、会長専決として処理いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間休憩したいと思います。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時05分

川野会長 会議を再開いたします。

次に、議案第7号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹 議案第7号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

議案書10ページをごらんください。

八街市長より平成23年5月12日付けで、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、議案第7号農用地利用集積計画の承認についてご説明申し上げます。

最初に番号1、所在八街字平沢、地目畑、面積5,561平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は3年、新規です。

次に、番号2、所在八街字平沢及び西光明坊、面積4筆合計で4,100平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は3年、新規です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

川野会長 説明が終わりましたので、一般質疑をお願いします。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第7号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第7号1番については、承認することで決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、議案第7号2番については、承認することで決定いたします。

次に、議案第 8 号平成 2 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いします。

梅澤副主幹 議案第 8 号、平成 2 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてご説明申し上げます。

事前に配布いたしました、別冊、議案第 8 号の資料をごらんください。3 月 2 2 日開催の第 3 回総会におきましてご承認を頂きました、活動計画（案）につきまして、3 月 2 2 日から 4 月 2 2 日までの 3 1 日間意見を募集したところ、特に意見はありませんでしたので、活動計画（案）のとおり意見としました。

以上です。よろしく願います。

川野会長 説明が終わりましたので、一般質疑をお願いします。  
ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りします。  
議案第 8 号について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

川野会長 挙手全員でありますので、議案第 8 号については承認することで決定いたします。  
次に、その他に移ります。

報告第 1 号、農地法施行規則第 3 2 条第 1 号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いします。

山内主査補 それでは、農地法施行規則第 3 2 条第 1 号に関する農地転用の届出についてご説明いたします。

番号 1、所在大木字大富向、地目畑、面積 4 8 2 平方メートルのうち 1 2 2 . 3 4 平方メートル他 1 筆、計 2 筆の合計面積、1 9 8 . 0 8 平方メートル。目的、農業用倉庫 2 棟。事業内容、農業用倉庫 2 棟用地として利用したい。

以上です。

川野会長 これは報告事項ですので、事務局の説明をもって承認願います。  
以上で本日の審議すべき案件はすべて終了しました。  
ご苦労さまでした。

藤崎事務局長 閉会を宣す。（午後 4 時 1 0 分）

議事録署名人

議 長

6 番

7 番